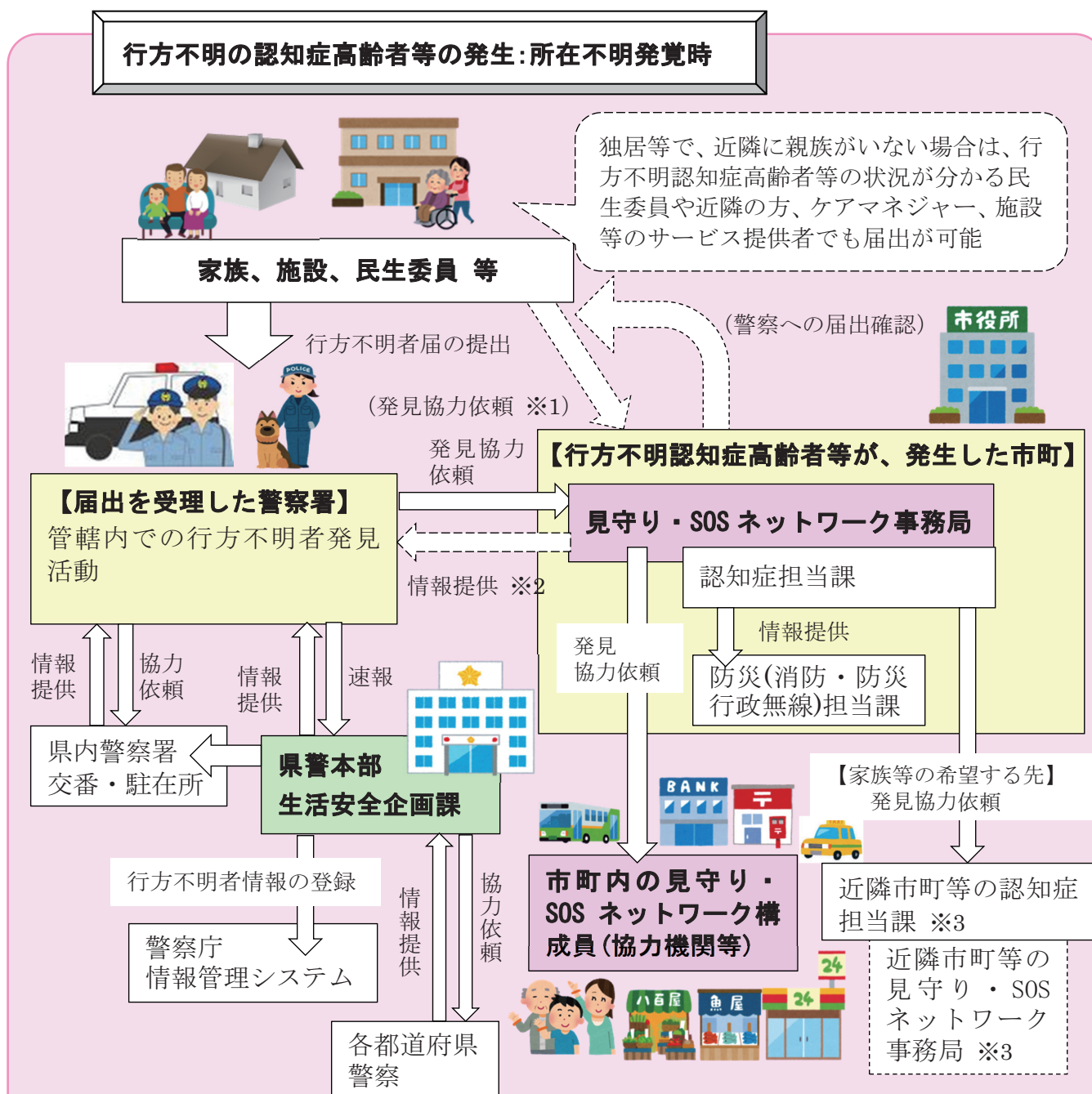


4 認知症高齢者等が所在不明になったとき(行方不明対応)

(1) 所在不明時の対応の流れ



※1 家族等から行方不明者届の提出(依頼)は、原則警察に窓口を一本化することで、家族の負担を軽減する。ただし、警察と行政が協議した上で、家族等からそれぞれが連絡を受ける方がよいと判断した場合は、それによる。

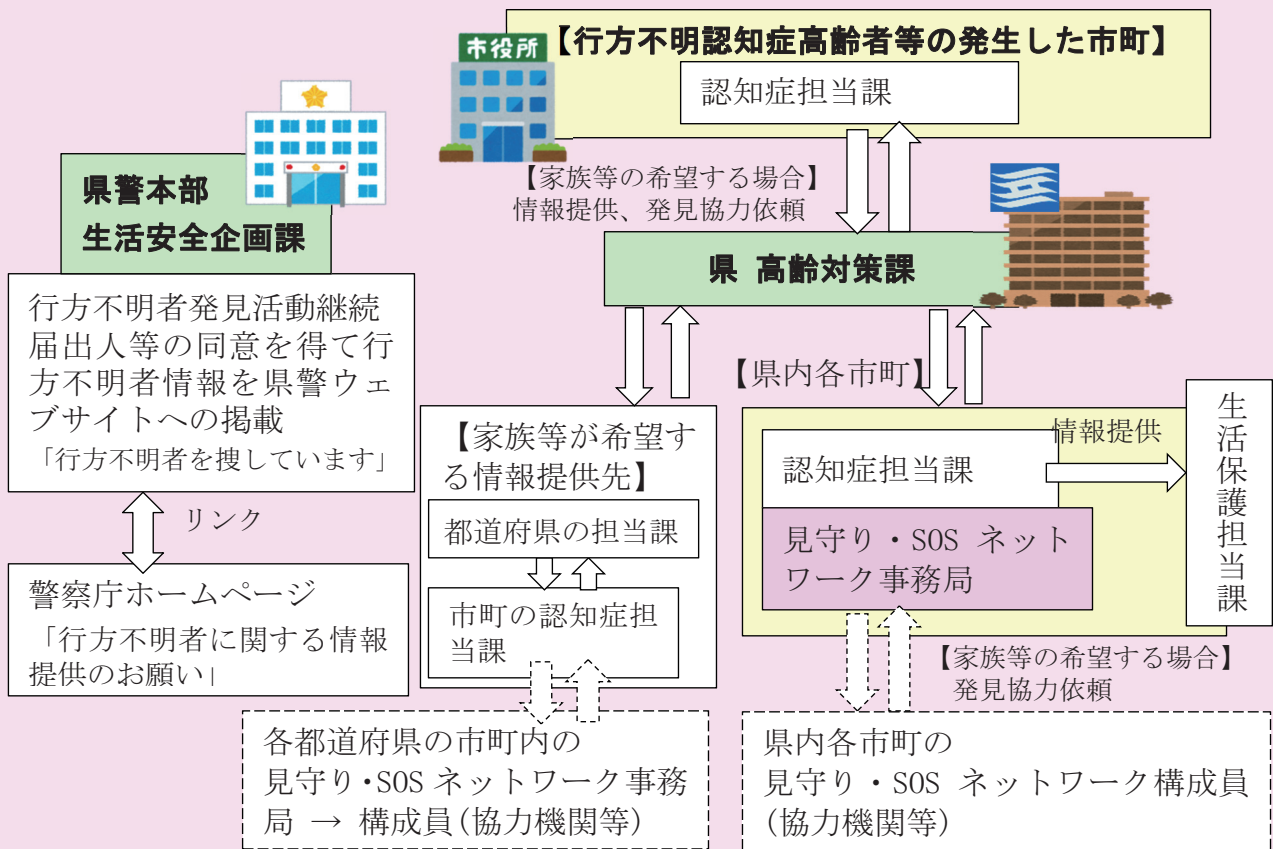
※2 警察と行政が協議した上で、事前登録の情報をあらかじめ警察と共有していない場合は、所在不明発覚後に事前登録情報を警察に提供する。

※3 家族等が希望する近隣市町や行方不明となった認知症高齢者等が立ち寄る可能性がある所(他市、他府県他市)は、直接市町から情報発信を行う。

【立ち寄る可能性がある所】

実家、以前住んでいた所、兄弟姉妹や知り合いがいる、以前の職場 等

行方不明の認知症高齢者等の発生後、1日以上経過



(2) 行方不明者の情報提供について

【市町内の情報提供】

当該市町は、行方不明認知症高齢者等の早期発見のため、消防・防災無線等を管轄する部署、高齢福祉担当部署、見守り・SOS ネットワーク事務局が連携し、必要な情報を共有する。特に、初期の発見活動に有効と思われる「防災行政無線（町内放送）等」の活用を積極的に行う。

【県内、県外への情報提供】

当該市町は、行方不明認知症高齢者等が立ち寄る可能性のある近隣市町、他府県の市町（実家、以前住んでいた所、兄弟姉妹や知り合いがいる、以前の職場等）へは、緊急を要することから兵庫県を介さず、直接発見協力依頼を行う。

当該市町が見守り・SOS ネットワークを発動しても発見されず（1日以上経過）、県内、県外の他市町への行方不明認知症高齢者等の発見協力依頼を行う場合は、県高齢対策課に配信先・範囲を明確にした上で、広域発見協力依頼（様式1）を行う。県高齢対策課は、速やかに県内市町、発見協力依頼を希望する都道府県へ広域発見協力依頼（様式2）のメールを発信する。

※発見協力依頼を受けた市町、他府県は、当該市町、他府県のルールに従い対応

※様式1・2については「兵庫県における認知症高齢者等の行方不明時の広域連絡調整事務要領」参照

【警察の行う情報提供】

警察においては、家族や届出人等の意向があれば、行方不明認知症高齢者等の手配チラシを県内・県外の警察施設等に掲示し、公表することができる。(チラシは、届出人が作成し、必要部数を警察本部へ郵送。掲載期限はおおむね3か月)

また、家族や届出人等の意向があれば、県警ウェブサイト「行方不明者を捜しています」に、写真や身体的特徴等を掲載する。(掲載期限はおおむね3か月：更新可)



先進市町からのアドバイス

- ・行方不明時、事前登録をしていたことで当日の服装等の聞き取りによりスムーズな警察の捜索活動が開始できた。(外出コースやよく行くところから重点的に搜索)
- ・個人情報を提供する時は、事前に同意を得ていた場合でも、念のため再度家族等の確認をとる方が円滑に進められる。(事前登録した家族と行方不明届を出した家族が違う場合もあるため)



他府県の先進市町からのアドバイス

- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)に対し、認定調査票で認知機能に課題がある場合は、高齢者等の見守り・SOSネットワークの事前登録をケアプランにいれるよう研修等を行うことで対象者把握につながった
- ※外出すると戻れないこと、今の季節を理解すること、場所の理解等
- ・行方不明となり保護された人については、リスト化を行い本人・家族が安心して外出できるように事前登録による1人1人の見守り体制を地域で検討するとともに、定期的な訪問支援等を行う

<参考：ホームページアドレス>

- 兵庫県警察「行方不明者を捜しています」

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/sodan/missing/index.htm>

- 警察庁「行方不明者に関する情報提供のお願い」

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/index.htm>

